

政令市会議出席費用弁償の見直し状況調

平成19年8月現在

区分 (指定都市施行日)	見直し検討状況	見直し内容等	現 行		
			日 額 (単位:千円)	改定年月日	
札幌市 (S47.04.01)	○	平成19年7月「議会改革検討会議で「廃止」決定 9月議会にて条例改正、10月より廃止	※10千円に減額 (H17.4.1~H23.5.1)	12.5	H04.12.01
仙台市 (H01.04.01)	×	-		10.0	H03.01.01
新潟市 (H19.04.01)	○	見直し検討予定		5.0	S54.07.13
さいたま市 (H15.04.01)	○	平成19年度より廃止	無		H19.04.01
千葉市 (H04.04.01)	○	平成19年7月幹事長会議で議長試案(廃止または実費支給)を提示。 実費支給は公共交通機関または車賃30円/キロ		8.0	H05.04.01
川崎市 (S47.04.01)	○	平成19年7月の団長会議で9月議会を目的に実費支給することを決定(支給内容は8月末に協議決定/議長試案は公共交通機関)		7.0	S59.10.11
横浜市 (S31.09.01)	○	平成19年度より廃止	無		H19.04.01
静岡市 (H17.04.01)	○	平成18年度より実費支給(公共交通機関の場合)	実費相当分を支給 (公共交通機関利用分のみ)		H18.04.01
浜松市 (H19.04.01)	○	平成19年度より廃止	無		H19.04.01
名古屋市 (S31.09.01)	×	-		10.0	H15.04.01
京都市 (S31.09.01)	×	-		10.0	H17.04.01
大阪市 (S31.09.01)	○	平成18年度より廃止	無		H18.04.01
堺市 (H18.04.01)	○	平成16年度より廃止	無		H16.03.31
神戸市 (S31.09.01)	○	距離制で見直し検討予定	3km 未満 8千円 3km~6km 9千円 6km~10km 10千円 10km~14km 12千円 14km~18km 13千円 18km 以上 14千円		H04.05.01
広島市 (S55.04.01)	○	議会改革会議で8月末までに答申、幹事長会議にて決定予定 試案は距離制(8km以内は5千円、8km以上は8千円)		11.0	H06.04.01
北九州市 (S38.04.01)	×	-	3km 未満 7千円 3km~11km 8千円 11km 以上 10千円 ※正副議長が公用車等を往復使用した場合、日額の1/2を支給。 ※駐車券受領者は、日額から一律1,000円減額		H18.04.01
福岡市 (S47.04.01)	○	見直し検討予定	※正副議長が公用車等を使用した場合、日額の1/2を支給。	10.0	H18.04.01

区分	見直しを行った都市(( )内は実施年度)	見直し中の都市	見直し予定のない都市
廃止	さいたま(19)、横浜(19)、浜松(19)、大阪(18)、堺(16)、札幌(予定)	千葉	
距離制		神戸、広島	北九州
実費支給	静岡(18)、川崎(予定)	千葉	
定額(一律)			仙台、京都、名古屋
未定		新潟	